

平成 27 年度

社会福祉法人島田市社会福祉協議会事業計画

I 基本理念

「きづきあい みとめあい 共に生きるまち 島田」

我が国では、超高齢化・少子社会の進展に伴い、地域社会や家庭機能の変化、更に経済情勢の厳しさなどから、社会的孤立の問題、虐待等権利擁護の問題、地域社会のつながりの希薄化など福祉課題・生活課題は複雑化・深刻化しています。

こうした新たな課題は、従前の福祉サービスで対応することが困難であり、国による法・制度の整備拡充による対応のほか、制度の狭間にある課題については、社会福祉法人をはじめとした各種事業主体による柔軟かつきめ細やかな施策による対応が求められています。

その中で、地域福祉を標榜とする社会福祉協議会にとって、生活課題の解決に向けた活動展開がこれまで以上に必要となり、力量と存在意義が問われることとなります。

このほか、社会福祉法人の在り方が問われており、現在、国では「社会福祉法人の在り方に対する検討会」において、非課税団体としての地域貢献や、運営の透明性が論議されるとともに、生活困窮者に対する支援など、新たな福祉ニーズに積極的に取り組むことが期待されています。

このような状況のもと、島田市社会福祉協議会では、5ヶ年計画の最終年となる「島田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、住民参加による地域福祉を推進するとともに、施策の達成状況と事業評価を行い、次期計画についても行政と一体的な策定を進め、行政とのパートナーシップによる地域福祉施策の充実に取り組みます。

II 重点項目

1 組織体制及び事業枠組みの見直し・検討

全国社会福祉協議会が作成した社協・生活支援活動強化方針に掲げられた、地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止を目指し、これからの社協活動の方向性や在り方の実現に向けた組織体制の強化のため、内部組織再編や既存事業の見直し、新たな取り組みについて検討します。

2 社協・生活支援活動強化方針の実践

社会福祉協議会は、住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的な組織として、役職員一丸となって、深刻な生活課題や社会的孤立などの新たな地域福祉の課題に向き合い、地域のあらゆる生活課題を受け止め、相談・支援や解決につなげ、誰もが安心して暮らすことができる地域に根ざした福祉のまちづくりに取り組みます。

3 地域福祉活動計画（平成 28 年度～平成 32 年度）策定

住民が地域でお互いに支え合う仕組みを整えるとともに、地域福祉に関する活動等を積極的に推進するための指針となる現地域福祉活動計画が平成 27 年度で推進期間 5 年目を迎え、本年度が次期計画の策定年度となります。地域福祉活動計画策定委員会を開催し、現計画の進捗状況を把握し、施策の問題・課題点を整理し、住民、行政、関係機関、社協の協働により、実効性・実現性の高い次期計画策定に取り組みます。

4 貧困・低所得者等に関する支援

貧困・低所得者等に関する取り組みにおいては、「生活困窮者自立相談支援事業」を受託し、これまで取り組んできた生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業における相談支援業務、地域関係者とのネットワークづくりの実践などを基盤に「総合支援・生活支援」体制を強化します。

5 福祉サービス利用者への対応

サービスを利用する立場から、日常生活自立支援事業の充実、法人後見事業の受任体制について協議を進め、要支援者の自立支援と権利擁護を推進するとともに、地域包括支援センターを受託し、高齢者の総合相談と介護予防事業、生活支援事業を実施し、要援護者ができる限り地域で自立した生活が送れるよう支援していきます。

6 社協らしい介護サービス事業の推進

介護サービス事業においては、独立採算の経営理念のもと効率的かつ効果的で適切な事業運営に努め、民間事業者が対応しにくい中山間地域への対応や島田市社協独自の事業の実施により、利用者本位で信頼される質の高い福祉サービスを実施します。

Ⅲ 実施計画

1 福祉を身近に感じる風土づくり

(1) 広報啓発活動の推進

年齢や障がいの有無に関わらず、全ての住民が地域福祉の理解を深め、主体的な地域福祉活動を促すことができるような広報啓発活動を行います。

求める成果
<ul style="list-style-type: none">・ 広報活動の推進・ 社協の認知度向上・ 住民の地域福祉活動への参加促進・ 住民の福祉意識向上・ 地域福祉活動の活性化・ 住民が福祉に触れる機会づくり・ 住民の福祉に関する理解促進

具体的な取り組み
<p>① 広報紙の発行 「みんなのふくしだより」を年4回発行します。</p> <p>② 社協パンフレットの作成 社協事業紹介のパンフレットを作成します。</p> <p>③ ホームページ・Facebook の公開 社協概要、社協事業等の情報提供をします。</p> <p>④ 社会福祉大会の開催 地域で福祉活動を行う団体、個人の表彰をはじめ、福祉活動発表を実施します。</p> <p>⑤ 社会福祉功労表彰の実施 社会福祉事業に功労のあった方々や団体の表彰を実施します。</p> <p>⑥ ふれあい広場の開催 福祉体験、ステージ発表等を通じ、誰もが交流できるイベントを開催します。</p> <p>⑦ 地区イベントへの参加 地域が実施する福祉イベントへ参加し、社協活動の周知活動を実施します。</p> <p>⑧ 福祉講演会の開催（全体講演会・定期セミナー） 有識者または著名人を講師に招き、定期的な講演会を開催します。</p>

(2) 福祉に触れる機会の充実

地域で生活する子どもから高齢者まで全ての人が福祉の心を育み、進んで福祉活動に参加できるよう、各種事業を展開し、学校及び地域において福祉教育を推進します。

求める成果
<ul style="list-style-type: none">・ 福祉教育の充実・ 学校、企業、地域との連携強化

- ・福祉について関心がある、学校、企業等への相談支援の充実
- ・子どもから大人まで、福祉を学ぶ機会の充実
- ・福祉を気軽に学ぶ機会づくり
- ・住民の地域福祉活動への参加機運の向上

具体的な取り組み

①福祉教育推進事業

福祉出前講座や学校の相談支援を実施するとともに連絡会を開催し、学校や企業、地域との連携を図ります。

- ア 福祉教育手引書「福祉のススメ」の作成
- イ 学校、企業、地域への相談支援
- ウ 福祉教育推進連絡会の開催
- エ 福祉教育実践校への助成金の交付

②福祉体験学習事業

体験学習や研修会を通じて、福祉への理解と関心を高めます。

- ア 夏休み「ふくし」体験学習の開催
- イ 福祉のつどいの開催

2 住民参加による地域づくり

(1) 防災活動の促進

災害ボランティアセンターの訓練をはじめ、各種講座や連絡会を開催し、災害ボランティアセンターの機能強化、災害時に対応できる支援体制づくりを整備します。

求める成果
<ul style="list-style-type: none">・災害時に円滑に機能する災害ボランティアセンター・防災意識の高揚・災害発生時に向けた体制強化・災害ボランティア活動者の育成・住民と様々な関係者とのネットワーク構築・災害ボランティアコーディネーターとの協力体制づくり・災害発生後に、社協として迅速に対応できる体制づくり・災害時の支援活動の円滑化

具体的な取り組み
<p>①災害ボランティアセンター立ち上げ訓練 災害発生時のボランティアセンターが円滑に運営できるように備えるとともに、関係団体との連携・基盤強化を図ります。</p> <p>②災害ボランティアコーディネータースキルアップ講座（新規事業） 災害ボランティアセンターで活動するボランティアコーディネーターのための講座を実施します。</p> <p>③災害ボランティア連絡会の開催 災害ボランティアコーディネーター等の連携強化や、災害ボランティアセンターに関する理解促進のため、連絡会を開催します。</p> <p>④災害対応・支援事業 島田市が被災した場合の対応及び近隣市町等が被災した場合の支援活動に対応します。</p>

(2) 地域で自立した生活への支援の充実

子どもから高齢者、障がいのある人等、全ての人が地域で安心して暮らせるように各種支援や、地域で活動する福祉団体等への支援を行います。

求める成果
<ul style="list-style-type: none">・障がいのある人の外出支援・介護者のリフレッシュ及び学習の機会づくり・介護者の負担軽減・介護技術の習得・新たな地域福祉活動の創出及び活性化・ボランティア、福祉団体等の運営基盤強化・ボランティア、福祉団体等の福祉活動の充実・発展・地域特性に応じた地域福祉活動の活性化

- ・福祉団体、ボランティア団体等の財政的な活動支援
- ・高齢者が要介護状態とならない介護予防

具体的な取り組み

- ①島田市重度障害者等移動支援車両貸出事業（島田市受託事業）
公共の交通機関を利用することが困難な人に対し、福祉車両を無料で貸出しをします。
- ②島田市家族介護者交流事業（島田市受託事業）
介護者のリフレッシュ、情報交換、学習の機会として、各種事業を実施します。
 - ア 介護者のつどい
 - イ 介護教室
 - ウ リフレッシュバス旅行
- ③子どもの遊び場整備事業
市が行う公園等の遊具の点検結果により、修繕が必要な場合に修繕費の一部を助成します。
- ④居場所づくり推進事業
高齢者や障がいのある人に限らず、誰もが気軽に集うことができる交流の場を提供します。
- ⑤居場所づくり研修会の開催
地域で居場所づくりを広めるため、また、運営に携わる人材育成のために研修会を開催します。
- ⑥福祉団体等補助金の交付
福祉団体の活動支援のために補助金を交付します。
- ⑦地域ふれあい活動補助金の交付
「高齢者サロン」「子育てサロン」「地区福祉の会」の活動支援のために補助金を交付します。
- ⑧島田市生きがい活動支援通所事業（島田市受託事業）
家に閉じこもりがちな高齢者に対して、通所による日常動作訓練や生きがい活動等のサービスを提供します。
 - ア 伊久身デイサービスセンター
 - イ 金谷生きがい対応型デイサービスセンター
 - ウ 生きいきサロン「さくら」（川根地区）
 - エ 生きいきサロン「いなり」
- ⑨島田市通所型介護予防事業（島田市受託事業）
地域において自立した日常生活を営めるよう高齢者を対象にげんき教室を開催します。
 - ア げんき教室「茶っきり」（金谷地区）
 - イ げんき教室「さくら」（川根地区）
- ⑩島田市地域包括支援センター事業（島田市受託事業）
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、総合相談、見守り、介護予防等の総合的なワンストップサービス事業を実施します。
 - ア 川根中学校区地域包括支援センター
 - イ 金谷中学校区地域包括支援センター
 - ウ 第二中学校区地域包括支援センター（新規事業）

(3) ボランティア活動等市民活動の推進

ボランティア活動者の人材育成、ボランティア団体の支援を行います。また、ボランティア活動希望者が、実際の活動に結びつくよう支援します。

求める成果
<ul style="list-style-type: none">・ ボランティア活動者の育成・資質向上・ ボランティアに関する啓発・理解促進・ ボランティア活動の活性化・ 福祉課題の解決に向けた活動の活性化・ ボランティア、福祉団体等の活動の発展・ 団体間のネットワークづくり

具体的な取り組み
<p>①ボランティア活動の啓発・人材育成</p> <p>ア ボランティア入門講座 地域で活動するボランティアを養成するための講座を開催します。</p> <p>イ ボランティア活動のコーディネート ボランティアに関する相談、活動紹介を行います。</p> <p>ウ ボランティア活動の手引きの作成 ボランティアの心構え、市内施設や団体の情報等を掲載した手引きを作成し、ボランティア活動を始めようとしている人等へ紹介します。</p> <p>②各種ボランティア活動</p> <p>ア 福祉レクリエーション講座 レクリエーションの知識、技術を提供し、地域で活動できるボランティアの育成を図ります。</p> <p>イ 傾聴ボランティア養成講座 傾聴ボランティアとして活動できる人材を育成するための養成講座を開催します。</p> <p>ウ 収集ボランティア活動事業 市民が気軽に参加できるボランティア活動として、ペットボトルキャップ、使用済み切手、ベルマーク等の収集を実施します。</p> <p>エ 運転ボランティア 福祉車両やマイクロバスの貸出にあたり、運転手がない場合に、社協登録の運転ボランティアを派遣します。</p> <p>オ 地域福祉サポーター事業 居場所づくり推進事業等の社協事業に協力する中で、地域福祉の推進を担う人材育成を行います。</p> <p>③ボランティア活動の支援</p> <p>ア ボランティア活動推進補助金の交付 ボランティア団体の活動運営費の一部として補助金を交付します。</p> <p>イ ボランティア活動保険助成事業</p>

ボランティア活動保険の受付を行い、活動者には保険料の一部を助成します。

ウ ボランティア活動室管理事業

島田市保健福祉センター内のボランティア活動室の貸出しを行います。

エ ボランティア・地域福祉活動資機材購入費助成事業

ボランティア団体や地域福祉活動団体の活動に必要な資機材の購入費の一部を助成します。

オ マイクロバス貸出事業

社会参加活動のための使用を希望する福祉団体等にマイクロバスを貸出します。

カ 活動資機材貸出事業

福祉用具、イベント用具及びレクリエーション用具等の備品を貸し出し、地域福祉の推進を図ります。

- ・車椅子貸出

- ・備品貸出

④ボランティア団体のネットワークづくり

ア 地域福祉ネットワーク強化事業（ボランティア）

福祉団体、ボランティア団体等ネットワーク会議を開催し、情報交換と連携を図ります。

イ ボランティア受入施設連絡会の開催

市内福祉施設を対象に、ボランティアに関する情報交換をする機会として連絡会を開催します。

3 福祉サービスが適切に受けられる仕組みづくり

(1) 相談支援・情報提供の仕組みづくり

地域での生活困窮者や高齢者、障がいのある人等への相談に応じるとともに、関係機関と連携を図り、課題解決に向けた取り組みを行います。

求める成果
<ul style="list-style-type: none">・在宅福祉及び社会参加の促進・生活困窮者等の社会的孤立防止・低所得世帯等の経済的自立及び生活意欲の助長促進

具体的な取り組み
①福祉総合相談事業 専任相談員による福祉総合相談を常時開設し、住民からの生活相談に柔軟に対応します。
②弁護士相談事業 月1回無料の弁護士相談を実施し、法的な相談に対応します。
③歳末たすけあい運動事業 地域の関係機関と連携し、経済的に困窮している人々に対しての支援をします。

(2) 権利を守るための仕組みづくり

福祉サービスを必要とする人が、自らの意思と判断で適切なサービスが受けられるよう利用者の権利擁護を推進するとともに制度や事業の情報提供に努めます。

求める成果
<ul style="list-style-type: none">・判断能力の不十分な方の自立生活に寄与・福祉サービス利用者の掘り起こし・権利侵害や財産侵害の未然防止など利用者の権利擁護・低所得世帯等の経済的自立及び生活意欲の助長促進・在宅福祉及び社会参加の促進・福祉サービスの質の向上・福祉サービス利用者の権利擁護

具体的な取り組み
①日常生活自立支援事業（県社協受託事業） 日常生活に不安のある人に対し、自立した地域生活が送れるよう生活支援員を派遣し、福祉サービスの利用援助やそれに伴う日常的な金銭管理、見守り等を行います。
②生活支援セミナーの開催 生活支援員等を対象に人に寄り添い、支える人材を育成するためのセミナーを開催します。
③生活支援事業 低所得世帯への相談・支援を行い、生活の安定を図るとともに自立を支援します。
ア 小口資金貸付事業

- イ 高額療養費貸付事業
- ウ 生活介護費貸付事業
- エ 卒業・進級支援金貸付事業
- オ 食糧等支援事業
- カ ライフライン復旧支援事業
- キ 旅費欠者援護事業

④生活困窮者自立相談支援事業の受託（島田市受託事業）（新規事業）

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的に相談支援等を実施するとともに、地域における自立、就労支援の体制を構築します。

⑤権利擁護事業の推進

判断能力の不十分な方の権利擁護や成年後見制度について、県社協・行政と連携及び協働し、法人後見を行うための組織づくりと法人後見を受任するための体制づくりの整備を進めます。

⑥福祉サービスに関する苦情解決の充実

利用者の福祉サービスに関する苦情への適切な対応をすることにより、利用者の満足感を高め、利用者が福祉サービスを適切に利用できるよう努めます。

ア 苦情解決責任者・苦情解決担当者の設置

イ 福祉サービス第三者委員の設置

（3）福祉サービスの質の向上

公共性の高い在宅サービス事業者として、利用者ニーズに対応したサービスの向上に努め、介護を必要とする高齢者や障がい者が、可能な限り在宅で快適な生活が送れるよう、利用者の尊厳に基づいたサービス提供に努めます。また、質の高いサービス提供を行うため、定例的なケース検討会の開催や介護職員専門研修の強化を図ります。

求める成果

- ・利用者ニーズに対応したサービスの向上
- ・質の高いサービス提供
- ・利用者の利便性の向上
- ・ニーズ把握から適切なサービス提供までをつなぐ仕組みづくり

具体的な取り組み

①高齢者へのサービス提供

ア 指定居宅介護支援事業（しまだ・かわね）

介護支援専門員（ケアマネジャー）による相談、サービス計画の作成をします。

イ 指定（介護予防）訪問介護事業（しまだ・かわね）

高齢者家庭等へのホームヘルパーが訪問し、サービスの提供をします。

ウ 指定（介護予防）訪問入浴事業（しまだ・かわね）

寝たきりの高齢者が安心して入浴できるよう、入浴車で訪問入浴サービスの提供をします。

エ 指定（介護予防）通所介護事業（北部・川根デイサービスセンター）

介護保険の要介護者に対して、通所介護によるサービス提供をします。

オ 総合事業訪問介護（しまだ・かわね）

平成 27 年 4 月以降に要支援認定を受けた方に、ホームヘルパーが訪問し、サービス提供をします。

カ 総合事業通所介護（北部・川根デイサービスセンター）

平成 27 年 4 月以降に要支援認定を受けた方への通所介護の提供をします。

キ 生活支援員派遣事業（しまだ・かわね）（島田市受託事業）

介護保険の対象とならない支援の必要な人へ、ホームヘルパーが訪問します。

ク 介護保険対象外生活支援サービス事業（しまだ・かわね）（島田市社協独自事業）

介護保険の対象とならない通院時などに、ホームヘルパーが付き添いをします。

②障がい者へのサービス提供

ア 居宅介護事業（しまだ・かわね）

身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者宅へホームヘルパーが訪問をします。

イ 重度訪問介護事業（しまだ・かわね）

重度障がい者宅へホームヘルパーを派遣します。

ウ 同行援護事業（しまだ）

視覚障がい者の外出の支援をします。

エ 移動支援事業（しまだ・かわね）（島田市受託事業）

障がい者の社会生活上必要となる外出の支援をします。

オ 身体障害者訪問入浴サービス事業（しまだ・かわね）（島田市受託事業）

障がい者へ入浴サービスを提供します。

カ 特定相談支援事業

障がい者の生活上の課題等の解決や適切なサービスの利用に向けたサービス等利用計画を作成し、障害福祉サービスがスムーズに受けられるよう支援します。

4 地域福祉を推進する仕組みづくり

(1) 小地域福祉活動を推進する体制の構築

地域住民へ地域福祉活動の必要性を伝え、小地域福祉活動の拡大を図ります。

求める成果
<ul style="list-style-type: none">・地域福祉活動の中心となる人材の育成・住民の地域福祉活動への促進・住民主体の地域福祉活動の活性化

具体的な取り組み
①福祉でまちづくり推進講座 小地域福祉活動を地域で推進するための人材育成として、地区社協等で活動する人を対象に講座を開催します。

(2) 小地域福祉活動の充実

地区社協の活動支援のため各種事業を展開します。

求める成果
<ul style="list-style-type: none">・住民主体の地域福祉活動の活性化及び継続化・地区社協の運営基盤強化

具体的な取り組み
①地区社協運営・設立支援事業 地区社協設立後の運営や活動相談、地区社協を設立しようとする地区への相談対応をします。
②地区社協補助金の交付 地区社協の育成及び事業を支援するため補助金を交付します。
③地域福祉ネットワーク強化事業（地区社協） 地区社協間の情報交換等のため、ネットワーク会議を開催します。

5 社会福祉協議会の基盤強化

適切な法人運営や事業経営を行うとともに、総合的な企画や各部署との調整など社協事業全体の管理業務の強化を図ります。

求める成果
<ul style="list-style-type: none">・ 理事会・評議員会の運営の充実・ 社協、地域が抱える課題や重要事項等を審議することによる、社協事業の円滑な遂行と的確な地域福祉施策の推進・ 社協経営の透明性、公開性を高める意識の醸成・ 安定した法人運営のための自主財源確保・ 会員制度の理解促進による会員増・ 事務局の専門性の強化と業務効率の向上・ 職員の資質、モチベーションの向上・ 職場内研修の更なる充実・ 人事、労務、経理の適正な管理と職場環境改善の促進・ 社協内部の連携強化・ 各種団体とのネットワーク強化

具体的な取り組み
<p>①組織管理</p> <p>ア 役員・評議員の選任 役員・評議員の改選時期のため、定款に基づき的確な役員・評議員の選任を行います。</p> <p>イ 役員研修会の開催 役員としての心得、社協の役割等を学ぶための研修会を開催します。</p> <p>ウ 理事会・評議員会の開催 予算、決算、事業計画の定例的な議題提案だけでなく、各種事業の進捗状況や、地域が抱える課題等を積極的に報告し、理事・評議員の意見を反映させるなど運営の充実を図ります。</p> <p>エ 監事による決算監査・中間監査の実施をします。</p> <p>②会員の増強 組織基盤の要である会員制度は、地域福祉推進において重要な位置づけであり、会員からの会費は、社協の事業推進のための貴重な財源である。また、社協は、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉法人や施設、地域住民をはじめ、様々な関係者により構成されている組織であるという意味では、各種関係者と連携し、会員増強を進め、社協への理解と参加を求めるとともに、会費の増収に努め事業の促進を図ります。</p> <p>③事務所環境の整備と充実 おおり事務所移転を含む在り方について、利用者の利便性及び相談者のプライバシー等に配慮し、利用しやすい状況となることを前提とし、行政と継続して協議します。</p> <p>④財源確保</p> <p>ア 寄付金</p>

寄付金の協力について、住民や企業に呼び掛け、自主財源の確保、増強に努める。また、使途の透明化を図ります。

イ 基金等の効率的な運用による運用益の確保

積立金及び基金の安全かつ適切な資産運用を行います。

ウ 駐車場管理運営事業

月極有料駐車場の適切な管理と利用者の拡大を図り、自主財源の確保に努めます。

エ 自動販売機管理運営事業

市内の公共施設等へ自動販売機を設置し、販売手数料により財源確保に努めます。

⑤社協運営

ア 運営会議の開催（月1回）

正副会長、事務局長及び課長による主要事業等の協議をします。

イ 管理者会議の開催（月1回）

事務局長及び課長等の管理職員による内部協議をします。

ウ 内部連絡会の開催

社協事業が総合的・横断的な事業展開となるよう、定例的な内部連絡会を開催し、職員間の連携強化を図ります。

エ 職員体制の整備と資質向上

研修を人材育成の場としてとらえ、職員による内部研修の実施、県社協等が主催する外部研修への積極的参加をします。

オ 経理関係事務

新会計基準に則した、適正な経理事務を行い、資金収支の状況、経営成績や財政状態を適性に把握します。

⑥施設管理業務

健康プラザ管理運営事業（かわね事務所）

高齢者の介護予防や健康増進を図るため、指定管理事業として「ふれあい健康プラザ」の適切な管理運営に努めます。

⑦関係団体との連携

ア 民生委員・児童委員協議会

社協活動の推進には、民生委員・児童委員との連携が不可欠であり、地域の福祉課題の解決に向け、協働した生活支援を行うことが必要であることから、定例の会長会、理事会等に出席し、連携強化を図ります。

イ 自治会連合会

小地域福祉活動の推進、地域のつながりの再構築のため、地域の代表者である、自治会連合会と連携強化を図る。また、社協会費及び共同募金についての市民への協力依頼、各事業への参加依頼は自治会の協力を得て行っているため、自治会連合会で協力要請を行い、事業推進を図ります。

6 その他団体事務

求める成果

- ・社協関連福祉団体の組織運営支援

具体的な取り組み

①島田市共同募金委員会

ア 共同募金運動の実施

赤い羽根募金、歳末たすけあい募金を実施します。

イ 共同募金運営委員会の開催

前年度の事業、決算報告と当年度の共同募金運動の計画の審議をします。

ウ 助成申請調整機能の充実

助成申請に際して、募金の趣旨に照らして適切となるよう調整を充実させます。

②島田市静霊奉賛会

ア 理事会の開催

静霊奉賛会の事業や予算、決算を審議するため理事会を開催します。

イ 慰霊行事の実施及び協力

静霊神社において慰霊祭を執り行うとともに各地区慰霊祭への協力をします。